

令和6年度 吹田市

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本的な方針

令和6年4月1日

1 方針策定の趣旨

本方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項の規定及び大阪府後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、吹田市における高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の在り方について定めるものである。

2 基本方針

吹田市は、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう、大阪府後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、高齢者の健康の保持増進のため、以下の事業を実施する。事業の実施に当たっては、各地域特性や健康課題、高齢者一人ひとりの状況の把握に努め、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険、健康づくり等に携わる庁内関係部局が相互に連携して一体的に取り組む。

実施事業

- (1) 事業の企画・調整等
- (2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- (3) 医療関係団体等との連絡調整
- (4) 高齢者に対する支援内容
 - ア 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)
 - イ 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

3 事業実施体制

- (1) 2に記載の事業(1)～(3)を実施するため、当該業務に従事する医療専門職を配置する。ただし、当該業務の一部について、関係部署の職員等と適宜分担して実施する。

配置部署	医療専門職種	人数	期間	関係部署
福祉部高齢福祉室	保健師(常勤)	1名	令和6年4月から 令和7年3月まで	健康医療部国民健康保険課 健康医療部成人保健課 健康医療部健康まちづくり室

- (2) 2に記載の事業(4)を実施するため、当該業務に従事する医療専門職を配置する。また、当該業務については、高齢福祉室、成人保健課、健康まちづくり室、国民健康保険課、吹田市地域包括支援センターが連携して実施する。

高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

日常生活圏域 (圏域数)	事業名	医療専門職種	配置部署/雇用/実施形態等	期間
①JR 以南 ②片山・岸部 ③豊津・江坂・南吹田 ④千里山・佐井寺 ⑤山田・千里丘 ⑥千里ニュータウン 万博阪大 (6 圏域)	心不全予防のための保健指導	保健師 管理栄養士	国立循環器病研究センター 委託	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 まで
	吹田市フレイル等 予防栄養相談	管理栄養士	大阪府栄養士会 委託	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 まで
	吹田市オーラルフレイル 予防相談	歯科衛生士 1 名 保健師 1 名	福祉部高齢福祉室 成人保健課と兼務 福祉部高齢福祉室 会計年度任用職員	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 まで
	健康状態不明者アウトリーチ	保健師 1 名	福祉部高齢福祉室 会計年度任用職員	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 まで

通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

日常生活圏域 (圏域数)	事業名	医療専門職種	配置部署/雇用/実施形態等	期間
①JR 以南 ②片山・岸部 ③豊津・江坂・南吹田 ④千里山・佐井寺 ⑤山田・千里丘 ⑥千里ニュータウン 万博阪大 (6 圏域)	オーラルフレイル予防 教育・お口機能チェック	歯科衛生士 1 名	福祉部高齢福祉室 成人保健課と兼務	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 まで
	低栄養等リスクチェック・ 低栄養予防教育	保健師 1 名	福祉部高齢福祉室 会計年度任用職員	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 まで
	脳体力測定 (CogEvo)			
	地域ぐるみでフレイル 予防講演会			
	フレイル予防気軽に相談 会	保健師 1 名 歯科衛生士 1 名	福祉部高齢福祉室 福祉部高齢福祉室 成人保健課と兼務	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 まで
	出前講座			

5 事業実施内容

(1) 事業の企画・調整等

庁内外の関係者と連携し、事業全体の企画・調整・統括、事業計画の策定、進捗管理、事業評価を行うとともに、関係者間の情報共有を行う。

(2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

KDBシステムのデータのほか、本市が所有する医療・介護・福祉に関する情報を活用し、重点課題を整理・明確化するとともに、支援すべき対象者を抽出する。

(3) 医療関係団体等との連絡調整

地域の医療関係団体等と、事業の企画段階から課題の共有、相談を進めるとともに、事業の実施後においても実施状況等の報告を行う。

(4) 高齢者に対する支援内容

ア 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

(ア) 心不全予防のための保健指導

国立循環器病研究センターに委託し、後期高齢者医療健康診査受診者から把握した心不全リスクの高い方を対象とした保健師または管理栄養士による個別保健指導及び集団保健指導を実施。個別保健指導の相談期間は概ね3か月間で、面接相談2回、文書送付2回を実施する。集団保健指導は対面もしくはオンラインで1回実施、文書送付1回を実施する。

(イ) 吹田市フレイル等予防栄養相談

大阪府栄養士会に委託し、介護予防事業や通いの場、KDBシステム等で把握した低栄養等のリスクの高い方を対象とした管理栄養士による個別相談を実施。相談期間は概ね3か月間で、面接相談2回、電話相談1回、文書送付1回を実施する。

(ウ) 吹田市オーラルフレイル予防相談

KDBシステムから抽出したオーラルフレイルリスクの高い方を対象とした歯科衛生士による個別相談を実施。相談期間は概ね2か月間で、面接相談を2回、電話相談を1回実施する。

(エ) 健康状態不明者アウトリーチ

KDBシステムから抽出した、年度末で満76歳となる医療や介護サービス等につながっておらず健康状態が不明な高齢者に対し、保健師がアウトリーチ支援(訪問)を行い、受診勧奨や必要な医療やサービス利用支援等を実施する。

イ 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

高齢福祉室介護予防担当職員及び地域包括支援センター、庁内関係室課と連携し、通いの場等における健康教育・健康相談、フレイル状態にある高齢者等の把握及び支援、気軽に相談が行える環境づくりを行う。

(ア) オーラルフレイル予防健康教育

介護予防事業参加者や、住民主体のグループ等参加者を対象にオーラルフレイル予防教育を実施する。

(イ) 低栄養リスクチェック・低栄養等予防健康教育

介護予防事業や、住民主体のグループ等参加者を対象に低栄養リスクチェック・低栄養等予防教育を実施する。

(ウ) 脳体力測定(CogEvo)

介護予防事業や、住民主体のグループ、イベント等参加者を対象に、脳体力測定を実施し、認知機能維持・向上のための生活習慣病予防や運動、社会参加の啓発を行うとともに、必要に応じて医療機関受診勧奨や個別相談に対応する。

(エ) 地域ぐるみでフレイル等予防講演会

KDB データを活用した講演会を開催し、地域の健康課題について市民と共通認識を持ち、課題解決に向けて市民や関係機関等と協働で取り組む環境づくりを行う。

(オ) フレイル予防気軽に相談会

高齢者が多く集まる場所での開催を企画し、健康に関する相談や不安等について日常的に気軽に相談が行える環境づくりを行う。必要に応じて、医療機関受診勧奨や後期高齢者医療健康診査の受診勧奨、フレイル予防啓発、介護予防事業で実施している通いの場等への参加勧奨を行う。

(カ) 出前講座

低栄養予防、オーラルフレイル予防に限らず、フレイル予防に資する出前講座の依頼に対応する。

6 個人情報の保護

事業実施に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条の 2、第 125 条の 3、第 125 条の 4 の規定に基づき、効果的かつ効率的な事業実施に必要となる個人の医療・健診・介護等の情報を活用することができるが、個人情報の保護に関する法律、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例、「後期高齢者医療広域連合と国保保険者と介護保険者における国保データベースシステムを利用した帳票データの作成及び提供に関する契約書」等を遵守し、以下のとおり、個人情報保護対策を講じるものとする。

(1) 庁内関係部署での取扱い及び広域連合との情報授受

ア 対象となる情報

(ア) 広域連合から提供される情報：KDB システムに掲載されている被保険者の医療・健診・介護等の情報。歯科健診等その他の必要な情報については別途協議のうえ決定する。

(イ) 本市の関係部署が保有する、当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報

イ 広域連合からの提供・取扱方法

(ア) 本市・広域連合・国保連合会における KDB システム突合契約に基づき、KDB システムにより提供される。

(イ) 予め広域連合へ届け出たデータ管理者及び担当者が個人情報を取り扱い、データ管理者はデータの適正な管理を図るため必要な措置を講じる。

ウ 各部署間の情報授受・閲覧方法

高齢福祉室職員が KDB システムを閲覧する場合は、国民健康保険課の端末を利用する。その他、各部署間の情報授受については、吹田市情報セキュリティポリシーを遵守する。

エ 個人情報を含むデータの保管

吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領等を遵守する。

オ 広域連合への報告

広域連合から求められたときは、個人帳票データの利用状況を報告する。

(2) 本市から関係機関等への委託

事業の一部を関係機関又は関係団体に委託する場合は、事業の実施に必要な範囲内において個人情報を提供するものとし、市は委託先事業者には別紙「秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書」の提出及び誓約書記載内容の遵守を求め、適切な管理が行われるよう監督する。受注者は、原則として委託業者を第三者へ委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) ボランティア参加者への情報提供

ボランティア参加者が事業運営に参画する場合は、原則として個人情報を提供しないよう留意する。事業運営上、必要不可欠である場合には、最小限度での提供とし、ボランティア参加者に対してあらかじめ個人情報の取扱いに関する研修を実施する。